

京都市告示第140号

平成17年8月10日京都市告示第292号（建築計画概要書，築造計画概要書及び処分の概要書の閲覧について）を次のように改正する。

平成25年5月22日

京都市長 門川 大作

建築基準法施行規則第11条の4第3項の規定により，建築計画概要書，築造計画概要書，定期報告調査書，定期検査報告概要書，処分の概要書，全体計画概要書及び指定道路図（以下「概要書等」という。）の閲覧について次のように定めます。

- 1 概要書等の閲覧に供する場所（以下「閲覧所」という。）は，都市計画局建築指導部内に置く。
- 2 概要書等を閲覧できる日は，次に掲げる日以外の日とする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 1月2日，同月3日及び12月29日から同月31日まで
- 3 閲覧所における概要書等の閲覧時間は，午前9時から午後5時までとする。
- 4 市長は，前3項の規定にかかわらず，概要書等を整理する必要があると認めるとき，その他必要があると認めるときは，閲覧場所，閲覧日又は閲覧時間を臨時に変更することがある。
- 5 概要書等（指定道路図を除く。）を閲覧しようとする者は，別記様式による閲覧申請書に必要な事項を記入し，市長に提出しなければならない。
- 6 概要書等は，閲覧した場所以外の場所で閲覧してはならない。
- 7 概要書等の閲覧を申請したものが，次の各号のいずれかに該当するときは，概要書等の閲覧を禁止し，又は制限することがある。
 - (1) 概要書等を汚損し，若しくは破損し，又はこれらの行為をするおそれがあると

認められるとき。

- (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼす行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)